

第2期次世代育成支援行動計画 前回からの変更点

「すくっぴープラン2」の特徴 **追加** 第1章に組み込む予定

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画の策定体制 **変更** 資料編へ移動
- 4 達成状況の点検・評価 **変更** 第6章から移動

承認済
変更部分説明

第2章 多賀城市の子ども・子育てを取り巻く状況

- 1 人口・世帯等の状況
- 2 ニーズ調査からみる子ども・子育ての状況
- 3 子ども・子育て支援における課題

承認済

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
 - 変更** 第五次多賀城市総合計画の将来都市像を設定
 - 追加** 子ども・子育て会議から出された基本理念に関するご意見を掲載
- 2 基本方針
- 3 計画の推進体制
 - 追加** 「コラム」及び、子ども・子育て会議の思いを掲載

合意いただきたい事項

第4章 施策の展開

追加 施策の展開の記載例を掲載

施策ごとに私たちの目指すかた及び地域の関係団体等の取組例を追加

変更 「子ども・子育て支援事業計画等にかかるニーズ調査」から得た成果指標から、他の計画と整合を図り、毎年定期的に得られる指標とした。

基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える

- 1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実
- 1-2 学校教育の充実
- 1-3 子どもの健全育成
- 1-4 発達支援、障害のある子どもの支援の充実

基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る

- 2-1 児童虐待防止対策の強化と人権擁護・心のケアの充実
- 2-2 安全・安心対策の推進

基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる

- 3-1 母子保健・医療体制の充実
- 3-2 地域における子育て支援の促進
- 3-3 ひとり親家庭への支援の充実
- 3-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備

追加 「(3)経済的支援等による子育て環境の整備」を追加

基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す

- 4-1 働き方の見直しの促進
- 4-2 仕事と子育ての両立支援の充実

重点的に取り組む事業 **追加** 施策に組み込む予定

審議いただきたい事項
(目指すかたと関係団体等の取組例)

第5章 子ども・子育て支援事業計画 **変更** 表題・見出しの変更(変更前:量の見込みと確保の方策)

- 1 子ども・子育て支援事業計画について **変更** (変更前:量の見込み)
- 2 教育・保育提供区域の考え方
- 3 教育・保育施設等の量の見込みと確保の方策
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策 **説明**

承認済
変更部分説明

資料編

- 1 用語の解説 **追加**
- 2 計画の策定体制 **変更** 第1章から移動

第4章 施策の展開

■施策の展開の記載例

基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える

基本方針の名称です。

1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実

基本施策の名称です。

【現状と課題】

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供されることが重要です。特に、教育の原点であり、出発点である家庭での教育を支援していくことが求められます。

また、乳幼児期の教育・保育を担う場として、家庭に加え、幼稚園、保育所及び認定こども園があります。平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されます。この制度は、教育・保育の量的拡大と質的改善を目指しており、適切なニーズ把握に基づき、計画的な整備を推進していく必要があります。

本市は少子化が進行しているものの、女性の就労に対する意識の変化等により保育ニーズが高まっています。質の高い教育・保育を提供するためにも、新制度のもと、3 歳未満児の教育・保育を担う施設の確保及び質の向上を図りつつ、子どもの発達段階に応じた教育・保育の一体的な提供体制を整備していくことが求められます。

【私たちが目指すがた】

○教育の出発点となる家庭において、家庭教育の重要性が認識され、子どもの発達・成長に応じた実践がされています。

質の高い教育・保育が一体的に提供され、さまざまな人との関わりや集団生活を通じて子どもの健やかな成長を支えています。

■成果指標

指 標	基準値	前期目標値	出典等
子どものしつけ等の工夫のために学習・話し合い・工夫をしている保護者割合	84.7%	90%以上	第五次多賀城市総合計画成果指標 (3-1-03)
基本的な生活習慣を身につけている児童・生徒割合	児) 86.5% 生) 81.5%	児) 90%以上 生) 90%以上	第五次多賀城市総合計画成果指標 (3-2-03)

【行政における取組の方向性】

(1)家庭における教育・保育の充実

基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操や他...
この施策の達成状況を定量的に評価するための指標です。
基準値・・・平成 25 年度
前期目標値・・・平成 31 年度
※第五次総合計画との整合を図っており、総合計画の見直しに伴い、目標値を見直す場合があります。

この施策が目指す多賀城市の将来の姿です。

この施策を推進するため、市の取組の方向性を示しています。

性を啓発しつつ、家庭教育について学ぶ機会の充実を図るとともに、幼稚園や保育所等との連携した取組を促すなど、各家庭での実践に向けた支援を推進します。

(2)教育・保育の一体的な提供の推進

乳幼児期の子どもの発達の連続性を踏まえ、親の就労状況にかかわらず、また就労状況の変化に柔軟に対応できる認定こども園の整備を推進するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業との連携強化を促進し、教育・保育が一体的に提供される体制の充実を図ります。

【子ども・子育て支援事業計画関連】⇒P●～●「幼稚園・認定こども園(幼種機能部分)」、「保育所・認定こども園(保育所機能部分)・地域型保育事業」

(3)教育・保育の質の向上

幼児期の教育が生徒にわたる人格形成の基礎となることを踏まえ、各教育・保育施設が目指す目標に基づいたカリキュラムの実践を支援するとともに、幼稚園教諭や保育士等の研修の充実を図るなど、質の高い教育・保育の提供に努めます。また、子どもの安全確保ときめ細やかな見守り等の強化や保育士等の定着のための支援の充実を図ります。

【地域の関係団体等の取組例】

○家庭では

- ・男性、女性にかかわらず家事・育児を積極的に携わり、基本的なしつけを行います。
- ・愛情あふれる家庭づくりに努めます。

○教育・保育施設では

- ・自分で実行したことが子どもの良い成長につながると実感できる体験機会をつくります。
- ・子どもの可能性を引き出し、親と共に成長していく環境づくりに努めます。

第5章において関連する事業の量の見込みと確保方を示しています。

この施策を地域全体で進めるため、各主体に取り組んでいただきたいことの例を示しています。

【重点的に取り組む事業】

No.	事業名	事業概要	事業計画	担当課
1	家庭教育事業	家庭教育の必要性を促すため、子どもの基礎的資質や能力を形成する上で必要な事項に関する講座や研修会を開催します。		生涯学習課 中央公民館
2	施設型給付費等支給事業	認可保育所や認定子ども園に対し運営費を給付します。	○	こども福祉課
3	地域型給付費等支給事業	家庭的保育や小規模保育施設等に対し運営費を給付します。	○	こども福祉課
4	公立保育所運営管理事業	保護者が安心して子どもを預けられるように、市内5か所の公立保育所の運営管理を行います。	○	こども福祉課
5	子育てコンシェルジュ活用事業(利用支援事業)	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	○	こども福祉課

基本方針ごとに重点的に取り組む事業を体系ごとにまとめています。子ども・子育て支援事業計画に掲載している事業については、「事業計画」欄に○を付しています。